

事 務 連 絡
令和3年(2021年)8月31日

(公財)スポーツ協会加盟団体
各総合型地域スポーツクラブ
各単位スポーツ少年団

} 御中

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課
公益財団法人滋賀県スポーツ協会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

平素は、滋賀県のスポーツの振興、発展に対して、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましても、令和3年8月27日から9月12日までの間、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛の徹底や催事（イベント等）の開催制限等の御協力をお願いしているところです。

しかしながら、新規感染者数の減少傾向が見られず、重症・中等症患者数が増加傾向にあり、また県内のスポーツ活動においてもクラスターが発生する事態が生じております。

つきましては、貴団体で活動をされる場合は、規模の縮小や3つの密（密閉、密集、密接）を避けるなど実施方法を工夫いただき、感染防止対策の徹底を講じた上で実施いただきますようお願いいたしますとともに、今般の感染状況を鑑み、各競技団体のガイドライン等を確認いただき適切に対応いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和3年8月26日付けスポーツ庁政策課事務連絡 8月25日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の拡大等について
- ・滋賀県における緊急事態措置

連絡先

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課
大津市京町四丁目 1-1
TEL:077-528-3360

公益財団法人滋賀県スポーツ協会
大津市松本一丁目 2-20 滋賀県農業教育情報センター 4F
TEL:077-521-8001